共済の仕組み

■留学生加入時のフロー

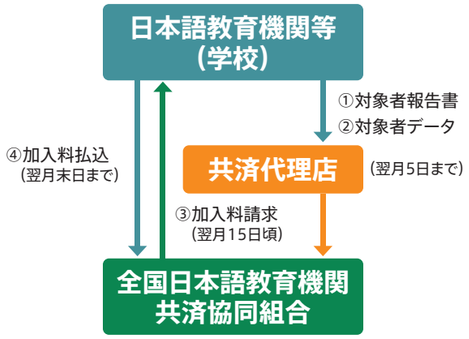

①当月加入対象となる留学生に関するデータを作成（当組合所定のフォーマット）し、翌月5日までに共済代理店に提出します。
②当組合より、報告された内容に基づき、翌月15日頃に共済掛金請求書を学校にお送りします。
③加入料請求書に基づき加入料を翌月末日までに当組合に払い込みます。

■事故発生時のフロー

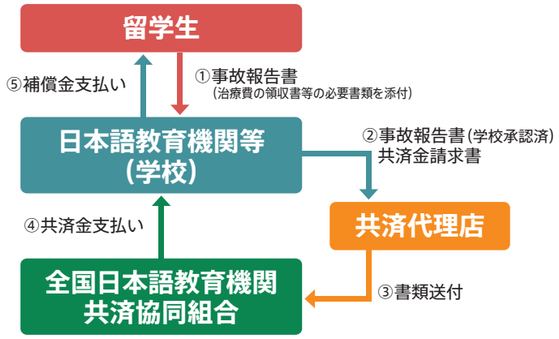

①留学生は、事故や病気が発生したら、所定の「事故報告書」により学校に報告します。
②学校で「事故報告書」の内容を確認・承認のうえ、当組合所定の「共済金請求書」に必要事項を記入し、「事故報告書」やその他の必要書類とともに共済代理店に送付します。
③共済代理店で書類を確認のうえ、当組合に送付します。
④当組合にて共済金請求書類を審査したうえで、共済金を学校に支払います。
⑤学校より留学生に補償金を支払います。
※当組合に対して支払指図することにより、当組合より留学生に直接共済金を支払うことも可能です。
※個人賠償責任保険については、別途保険会社の所定のフローとなります。

◆自転車による接触等の賠償事故が発生した際は、共済代理店に速やかに報告と警察への届け出を必ず行ってください。

例えばこんな時に安心！

CASE 1 ケガをした　傷害治療費用

道路で転んで腕を骨折し病院で治療を受け、合計 19,000 円を治療費として支払った。

治療費用補償金として
19,000 円をお支払い

治療費用が 3,000 円を超えているため、19,000 円全額をお支払い。
治療費用が 3,000 円以下だった場合は、お支払い対象外となります。

CASE 2 病気になった　疾病治療費用

インフルエンザにかかり、病院で診察を受け薬をもらい、合計 3,010 円を支払った。

治療費用補償金として
3,010 円をお支払い

治療費用が 3,000 円を超えているため、3,010 円全額をお支払い。
治療費用が 3,000 円以下だった場合は、お支払い対象外となります。

CASE 3 死亡した　傷害死亡補償

留学生が夏休み期間中にプライベートで旅行中に交通事故に遭って死亡した。

死亡補償金として
2,000,000 円をお支払い

※留学生が補償期間中に傷害を被り、180 日以内に死亡した場合に支払います。

CASE 4 入院で両親が来日した　救援者費用

病気で 1ヶ月程入院することとなり、両親を日本に呼び、その旅費や滞在費等で合計 286,000 円かかった。

救援者費用補償金として
286,000 円をお支払い

救援者費用補償金として、286,000 円をお支払い。
※旅費については 3 名限度、宿泊費については 1 人・1 泊 2 万円（14 泊限度）、またその他雑費については合計で 5 万円が限度となります。

全国日本語教育機関共済協同組合
東京都中央区日本橋堀留町 1-9-2 ICST ビル 4F
TEL.03-5847-4832 FAX.03-6231-1945
http://zennichikyou.org/

お問い合わせ先

20260601 改

文部科学省認可

全国日本語教育機関共済協同組合

留学生あんしん共済

留学生補償制度履行費用共済

全国日本語教育機関共済協同組合とは

生活環境の異なる日本で、留学生が病気、事故等で治療を受ける事例も少なくなく、日本語教育機関としては、単なる日本語の教育だけでなく、留学生が安心して日本語の習得に専念できるサービスの提供が必要です。
全国日本語教育機関共済協同組合は、そのように留学生が安心して日本語を学べる環境を提供したいと願う日本語教育機関等により、相互扶助の精神に基づき共済事業を運営する団体です。

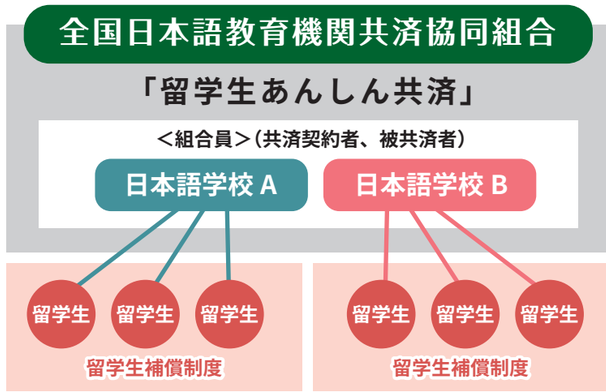

「留学生あんしん共済」とは…?

この共済は、当組合の組合員である日本語教育機関等を共済契約者および被共済者として、日本語教育機関等が、留学生（対象者）のケガや病気等に備える「留学生補償制度」を運営する費用を補償するものです。
日本国内において留学生に生じた事故に対して、日本語教育機関等が留学生補償規定に基づいて費用を負担した場合に、共済金を支払います。

留学生補償規定　日本語教育機関等と留学生との間で留学生補償制度の内容を定めた約定をいい、共済契約締結時に当組合に提出していただきます。

留学生補償制度　日本語教育機関等が、留学生が傷害または疾病等を被った場合等に備えて実施する補償制度をいいます。

■加入料（留学生１人あたり）

1. スタンダードプラン

コース名称	加入料
1ヶ月コース	900円
2ヶ月コース	1,700円
3ヶ月コース	2,500円
4ヶ月コース	3,400円
5ヶ月コース	4,200円
6ヶ月コース〈10月入学〉	5,000円

コース名称	加入料
7ヶ月コース	5,900円
8ヶ月コース	6,700円
9ヶ月コース〈7月入学〉	7,500円
10ヶ月コース	8,400円
11ヶ月コース	9,200円
12ヶ月コース〈4月入学〉	10,000円

※加入料には、共済掛金および個人賠償責任保険の保険料分が含まれています。

2. 短期プラン
(健康保険に加入できない短期学生が対象)

コース名称	加入料
1ヶ月コース	1,300円
2ヶ月コース	2,600円
3ヶ月コース	3,900円

※短期プランは、在日期間が短く健康保険に加入できない短期留学生が対象で、治療費用の100%（免責金額を除く）を補償します。

「留学生補償制度（標準）」の概要

1. 補償額

補償種類	補償額
傷害死亡補償	200万円
後遺障害補償	200万円限度
疾病死亡補償	200万円
治療費用補償※（1事故･1疾病につき）	50万円限度
救援者費用補償（1補償期間につき）	100万円限度

※1 事故につき、治療費用が 3,000 円以下の場合は補償対象外となります。

2. 補償金が支払われる場合

（1）傷害死亡補償
留学生が補償期間中に傷害を被り、180 日以内に死亡した場合に支払います。
（2）後遺障害補償
留学生が補償期間中に傷害を被り、180 日以内に所定の後遺障害が生じた場合に支払います。
（3）疾病死亡補償
留学生が補償期間中に発病した疾病を原因として補償期間中に日本国内で死亡した場合に支払います。
（4）治療費用補償
留学生が補償期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の結果として、医師の治療を必要とした場合は、次に掲げる費用のうち国民健康保険等の公的保険制度の対象となり、かつ、被共済者が現実に治療のために支出した金額（国民健康保険等で補償される金額を除きます）が免責金額（１事故につき 3,000 円）を超える場合に限り、その全額を支払います。（支出した金額が免責金額以下の場合は支払いません。）
但し、傷害の原因となった事故の発生の日または疾病について医師の治療を開始した日からその日を含めて 180 日以内に必要とした費用に限ります。
①医師の診察費、処置費および手術費
②医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
③X 線検査費、諸検査費および手術室費
④病院または診療所へ入院した場合の入院費
なお、次に掲げる費用は、基本的にお支払いの対象に含まれません。
①日本国外で要した治療費用
②検査のみを目的とした場合の検査費用もしくは診察費用
③宿泊費（治療のための入院費を除きます。）、交通費、通信費または身の回り品購入費
④通訳雇入費
⑤診断書を取得するための費用（文書料など）
⑥選定療養費、入院時の食事代、差額ベッド代等、国民健康保険等の対象とならない費用
（5）救援者費用補償
留学生が補償期間中に病気またはケガにより、死亡または危篤状態となった場合および 5 日以上継続した入院した場合等に、留学生の親族等が負担した渡航費用等に対して支払います。

※補償期間は、留学生が日本語教育機関等に在学中の期間となります。

3. 補償金が支払われない主な場合

（1）傷害死亡補償・後遺障害補償・治療費用補償（傷害）
①留学生または補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
②留学生の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
③留学生が無資格、酒酔または大麻・あへん等により正常な運転ができなくなるおそれのある状態での運転中に生じた事故
④留学生の脳疾患、心神喪失による事故
⑤留学生の出産、早産または流産
⑥補償金を支払うべき治療以外の外科的手術その他の医療処置
⑦留学生に対する刑の執行
⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為は支払対象となります。
⑨放射線照射、放射能汚染
⑩地震、噴火またはこれらによる津波
⑪他覚症状のないむちうち症・腰痛
⑫日本国外で生じた事故
（2）疾病死亡補償・治療費用補償（疾病）
①補償金を支払うべき傷害に起因する疾病
②妊娠・出産、早産または流産に起因する疾病
③歯科疾病
④ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん中に発病した高山病
⑤先天性免疫不全症候群（エイズ）
⑥責任開始前に発病した疾病またはこれらと因果関係が認められる疾病
⑦厚生労働省が難病指定し、国庫補助の対象としている疾病
⑧他覚症状のないむちうち症・腰痛

※医師により疾病と診断されないもしくは原因が特定されない単なる肩こりやめまい等の症状については、補償対象とはなりません。

（3）救援者費用補償
①留学生または共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失
②留学生の犯罪行為または闘争行為
③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロ行為、その他これらに類似の事変または暴動
④留学生が無資格、酒酔または大麻・あへん等により正常な運転ができなくなるおそれのある状態での運転中に生じた事故
⑤地震、噴火またはこれらによる津波
⑥日本国外で生じた事故

※個人賠償責任保険については、東京海上日動火災保険株式会社と保険契約を締結しています。
詳細な内容については、別紙パンフレットをご参照ください。